

【翻 刻】

『^{編前}真素民農鏡』・『^{編後}真素民農鏡』 翻刻と注釈（二）

伊 與 田 麻 里 江

前稿「『^{編前}真素民農鏡』・『^{編後}真素民農鏡』 翻刻と注釈（一）」に引き続き、寛政四年（一七九二）刊の黄表紙『^{編前}真素民農鏡』・『^{編後}真素民農鏡』の翻刻と注釈を試みる。本稿では、『^{編前}真素民農鏡』十一丁表から『^{編後}真素民農鏡』十八丁表までを取りあげる。

『真素民農鏡』の詳細は前稿に述べた通りだが、本作は黄表紙が合巻というジャンルへと移り変わる時期に創作・刊行された作品で、『日本書紀』注釈史に位置づけられる内容を持つ作品である。黄表紙としては異質と言わざるを得ないが、こうした作品が創作されたところに過渡期の黄表紙のありようが現れているとも言える。本作の内容分析は、黄表紙の変遷を考察する一助となると考える。

【凡例】

・都立中央図書館加賀文庫所蔵本（函54.19）を底

本とする。

- ・基本的に、仮名遣い、濁点、踊り字、旧字、異体字などは原文のままとする。誤記も正さずそのままとし、（ママ）と注記した。
- ・ただし、読みやすさに配慮して適宜句読点を挿入し、平仮名を漢字に改めた。原文の仮名はルビのかたちで示した。
- ・原文のふりがなは右と区別するため（ ）でくくって示した。
- ・紙幅の関係上、『日本書紀』は『書紀』と略称する。なお、本稿で言及する『書紀』本文は、特に断らない限り、すべて巻之一「神代上」のものである。

【十二丁表】



伊弉諾尊は、泉津国の穢れを禊ぎ祓わんとて筑紫の日向の橘の小川口にて御身につけし戎服、申を、従軍のうち功名ある者へことごとく与へ給ひて、白衣一つにて水中に禊ぎし給ふ。水勢、上は早し下は弱しとて、中流に禊ぎし給ふ。これを中臣の祓と申。則ち六月三十日祓の始め也。更に冠衣裳を製し、国津神を集め、生みあげ給ふ。凡十四神、其うち三箇男の命は住吉の三神。皆国津神の生み給ふなり。

〈注〉

・筑紫の日向の橘の小川口にて：『書紀』第五段一書第六、黄泉から戻った伊弉諾が「吾身之穢」を「滌去」、「筑紫日向小戸橘之憶原」へ向かう描写を踏まえる。

・御身につけし戎服、申を、従軍のうち功名ある者へことごとく与へ給ひて：『書紀』第五段一書第六と同じく伊弉諾（伊邪那岐）の禊ぎを描く『古事記』上巻で「故に於に投棄御杖所成神ノ名ハ。衛立船戸神。次に於に投棄御帶所成神ノ名ハ。道之長乳齒ノ神。…」と、伊弉諾が脱ぎ捨てた衣服等から十二の神が生まれたことを踏まえる。その上で、本書では、衣服から神が生じたのではなく、軍功のあったものに伊弉諾が自らの武具をあ「与へ」たとする。「戎服」は軍服のこと（『漢和字典』学習研究社、一九七八）。「申」は「甲（鎧）」の誤刻か。

・水勢、上は早し下は弱しとて、中流に禊ぎし給ふ：『書紀』第五段一書第六「上瀬ハ是太疾。下瀬ハ太弱。便濯之中瀬」を踏まえる。中臣の祓：毎年六月、十二月に行われる大祓のこと。「大祓」は「百官以下万民の罪穢を祓い除き、清浄にするための神道儀礼」（『国史大辞典』（鎌田純一執筆）、吉川弘文館、一九七九）で中臣氏が祭祀を司ったことから「中臣祓」と呼ばれた。中世以降、同じく「中臣祓」と呼ばれる大祓の詞の解釈もなされ、多数の注釈書が作られた（『神道史大辞典』（青木紀元執筆）吉川弘文館、二〇〇四）。吉川惟定「中臣祓聞書」（寛文九年（一六六九）成）も本書と同じく伊弉諾の禊ぎと「中臣祓」とを関連付けている。

・凡十四神：『書紀』第五段一書第六では、伊弉諾の禊ぎによって「八十柱津日神」「神直日神」「大直日神」「底津少童命」「底筒男命」「中津少童命」「中筒男命」「表津少童命」「表筒男命」の九神が生まれる（続けて、右目、左目、鼻を洗って天照大神、月夜見尊、素戔鳴尊が生まれたとするが、本書では天照以下三神の誕生は次丁に記される）。また、同段一書第九では、「大直日神」「底土命」「大綾津日神」「赤土命」「大地海原之諸神」（一書第六の底津少童命・中津少童命・表津少童命を指す）が、『古事記』では『書紀』一書第六で生まれた神以外に、「大禍津日神」「伊豆能賣神」が生まれたとする。一書第六、第九、および『古事記』で重複する神を一神と数えれば合計十四神となる。このように、この禊ぎの場面では、『書紀』のみならず『古事記』も合わせて参照する。なお、本書では『書紀』と同じく神を「生む」とするが、後述するように本書では「生む」を「選挙」の意と捉えている。

《挿絵》白衣で禊ぎをする伊弉諾。

【十二丁裏・十二丁表】



次に天照太神を生み給ふ。日読尊と申。此御子、光照無類なれば、わが高天原の天津宮事を治めよと事

任給ひ、則ち太子として此国には止むべからずと天に送り上げ給ふ。天とは是都の事也。則、伊勢内宮皇太神と申奉る。次に又月夜見尊、光り日に次ぎて並べ治めよとの給ふ。是関白大臣の始めなり。其次に素戔鳴尊、此神は髭長く、勇み猛く、いぶりなれば、天にも国にも君となしがたく、遠き根の国に行けとの給ふ。これ將軍鎮府の始也。日本紀には此三神は二神共に生むとあれば、はじめに見出し置給ふ也。又なぎの尊議りして鏡に愛て、生むともあれば、此度さらに生み置きしを上げ給ふを云。鏡は日月の表し、また目鼻を洗いて生むと云も徳の表也とぞ。凡此三神は、国津神の内より生み上て、養子とし給ふを以実とす。唐の文にも仲尼は日月也と云に同じき意也。一説に此時蛭兒も生み給ふと有て、此段を四神出生とも云。日月星辰の四神に比す。生とは選挙の曲言也。なぎの尊は功遂げて隠れ住給ふ。隠れとは禅譲を云。多賀大社これなり。

〈注〉

・天照太神：『書紀』第五段正文で伊弉諾・伊弉冉が「生」んだ神。「日神」、「大日靈尊」とも。また、第五段一書第一では、伊弉諾が左手に「白銅鏡」を持った時に「化出之神」とされ、同段一書第六では、禊ぎをした伊弉諾が右目を洗った時に「生神」とされる。

・此御子、光照無類なれば：『書紀』第五段正文、「大日靈尊」（天照大神）について説明した文章

「此子光華明彩。照徹於六合之内」を踏まえる。

・わが高天原の天津宮事を治めよと事任給ひ：『書紀』第五段一書第十一で、伊弉諾が「天照大神者可三以御高天之原也」と「勅任」たことを踏まえる。「天津宮事」は『中臣祓』にある語で、天上の宮殿を指すという解釈（出口佳延『中臣祓瑞穂鈔』〈万治二年（一六五九）自跋〉）もあるが、本書で「高天原」を「都」と解することや、天照を理想的な為政者として描こうとする意識があること（後述）を踏まえれば、「朝廷ノ政ノ事」（竹内式部『中臣祓講義』〈成立年不明〉）に近い解釈を採ると推測される。

・則ち太子として此国には止むべからずと天に送り上げ給ふ：『書紀』第五段正文で、伊弉諾・伊弉冉が「靈異之兒」である天照について、「不宜久留此國。自當早送于天而授以天上之事」と、「天上」に「擧」ことを踏まえる。天とは是都の事也：「天」については、一条兼良『日本書紀纂疏』（康生年中（一四五五）一四五七）成。以下『纂疏』のように天上を指すという説、新井白石『古史通』（正徳六年（一七一六）成）のように都を指すという説があるが、本書では天と高天原（後述）を同一視し、都と解釈する。

・伊勢内宮皇太神：伊勢内宮の祭神のこと。

・月夜見尊：『書紀』第五段正文で、伊弉諾・伊弉

冉が天照の次に「生」んだ神。「月神」、「月弓尊」、「月読尊」とも。第五段一書第一では、伊弉諾が右手に「白銅鏡」を持った時に「化出之神」とされ、同段一書第十一では、禊ぎをした伊弉諾が左目を洗った時に「生神」とされる。

・光り日に次ぎて並べ治めよ：『書紀』第五段正文、月夜見についての記述「其光^{ヒカリ}彩^{イロ}亜^{ソノ}日^{ヒト}ニ^ニ。

可^コニ^ニ配^テ日^ニ而^{シテ}治^スニ^ニ、第五段一書第十一、伊弉諾が「勅任」して「月夜見尊者可^コニ^ニ配^テ日^ニ而^{シテ}治^スニ^ニ。知^チ天^{テン}事^ジ一^{イチ}也^ニ」を踏まえる。

・是関白大臣の始めなり：前掲『書紀』第五段正文「可以配日而治」、同段一書第十一「可以配日而知天事」を踏まえ、月夜見を天照を補佐する(関白)大臣とする。こうした解釈は、後述の、素戔嗚の天上追放を「將軍鎮府」とする記述とともに、栗山潜鋒の史論書『保建大記』(元禄二年(一六八九)序、享保元年(一七一六)刊)に拠るものと考えられる。『保建大記』では、「月弓尊」が「遂^ス輔^ホ弼^ビ天^{テン}位^イ」配^レ日^ニ臨^{リン}下^カニ^ニことを、「大臣之象也」とする。なお、月夜見を大臣の祖とする解釈は、吉川惟足『神代卷惟足抄』(成立年不明。以下『惟足抄』)「配日ハ是臣下ノ始ナリ」にも近い。

・素戔嗚尊：『書紀』第五段正文で、伊弉諾・伊弉冉が月夜見、蛭兒の次に「生」んだ神。第五段一書第一では、伊弉諾が首を回した時に「化神」と

され、同一書第十一では、禊ぎをした伊弉諾が鼻を洗った時に「生神」とされる。

・髭長く、勇み猛く、いぶりなれば：第五段正文、「素戔嗚」についての記述「此^{コノ}神^{カミ}有^{アル}二^ニ勇^{イサミ}一^{イチ}悍^{タケヤウ}以^テ安^{ヤス}忍^ニ」を踏まえる。「安忍」は『惟足抄』によれば「不仁」の意。加えて、同段一書第六、

「生^ナ三^{サン}八^{ハチ}握^ク鬚^ソ」を踏まえる。

・天にも国にも君となしがたく、遠き根の国に行けとの給ふ：第五段正文「故^{コノ}其^{カミ}父^コ母^{ハハ}二^ニ神^{カミ}一^{イチ}勅^{チカス}素戔嗚尊^ニ汝^ニ甚^シ無^ム道^{ミチ}不^レ可^レ以^テ君^ニ臨^{リン}宇^ウ宙^{ゾウ}ニ^ニ固^{コト}當^ト遠^ト適^ニ之^ニ於^ニ根^ニ國^ニ矣^ニ遂^ス逐^{セツ}之^ニ」を踏まえる。

・これ將軍鎮府の始也：『保建大記』に「既^{シテ}而^{シテ}廻^ル下^カ土^ツ一^{イチ}顧^コ眄^{ヘン}生^{ナマ}素戔嗚尊^ニ遂^ス降^{シテ}於^ニ天^{テン}一^{イチ}裁^{サス}成^{シム}模^モ樣^{ヤウ}アルコトヲ云^フ」(『保建大記打聞』)とあるのを参照する。谷重遠『保建大記打聞』(享保五年(一七二〇)刊)は、素戔嗚の「徳」によって「下土ヲ約制鎮服^{シメ}吾^カマ、ニサセヌ意^ニ」であり、「後世武將鎮撫^{スル}天下^{ツノ}ノ象ナリ」とする。本書では「鎮府」とすることから、府(地方政府か)を「鎮服」するの意と捉えている。前述の月夜見の記述も含め、『書紀』第五段を「神代ヨリ天子輔相武將ノ模様アルコトヲ云^フ」(『保建大記打聞』)と解釈する『保建大記』を参照し、伊弉諾が天照、月夜見、素戔嗚の三神に「勅任」したこと、基礎的な政治体制が整ったとする。

・日本紀には此三神は二神共に生むとあれば、はじめに見出し置給ふ也：『書紀』の天照・月夜見・素戔鳴の誕生説には、①伊弉諾・伊弉冉が「共^{ミツ}生^{ウミユフ}」(第五段正文)、②伊弉諾が「白銅鏡」を「手^{ミテ}持^{トリ}」に生む(同段一書第二)、③伊弉諾が「稜^{ミソギハラヘン}除^{ユフ}」に生む(同段一書第六)の三説がある。そのうち、「二神共に生む」は①を指す。本作では後述のように、「生む」を産出の意と捉えず、「選挙」と解している。それを踏まえれば、「二神共に生む」も、文字通りには捉えていないと推測されよう。「見出し」は選出と同意と捉えられるので、ここでも「生む」を「選挙」(選^ミび出^デす)と解釈していると推定しておく。

・又なぎの尊議りして鏡に愛て、生むともあれば、此度さらに生み置きしを上げ給ふを云：前述②を踏まえ、解釈を加える。本書における②説の解釈は、再度(「さらに」)「生み置きし」三神を、それぞれの役職に選挙(「上げ」た)したというもの。前項でも述べたように、本書では「生む」を「選挙」と解するため、三神を改めて選^ミび出^デしたと解釈していると考えられる。「さらに」とするのは、第五段正文で述べられる①説との整合性を考慮したためか。つまり、①で、伊弉諾・伊弉冉が選出していた三神を、再び伊弉諾が選挙したと捉えたものと推測する。

・鏡は日月の表し：「鏡」は、前述②の「白銅鏡」

のこと。「日月の表し」の意味はくみ取りにくい
が、「表し」を「表現」と捉えうるのであれば、「白銅鏡」とは実際の鏡のことではなく、「日月」を指し示す言葉だと解釈していることになるか。

・目鼻を洗いて生むと云も徳の表也とぞ：前述③を踏まえる。前項と同じく、「表」を「表現」と捉えれば、伊弉諾が目、鼻を洗って天照以下三神を生んだという記述を、三神が有徳であることを述べる文章だと解釈していることになる。次項で述べるように、本書では『書紀』に記される三神の誕生説を、文字通りに受け取っているわけではないため、ここでも、一種の比喩表現と考えていると推定される。

・国津神の内より生み上て、養子とし給ふを以実とす：前述①、②、③で説かれる、天照、月夜見、素戔鳴三神の誕生説に対して、本書では、国津神(本書では「諸侯」を指す)から「生」み(「選挙」の意)、伊弉諾(と伊弉冉)が養子としたというのが「実」説であるとする。前稿で述べたように、本書は、伊弉諾・伊弉冉を男女神と捉えず、両神が「夫婦」となり「交合」して国や神を生むという『書紀』の記述を「例へ」と解していた。ここでも、伊弉諾・伊弉冉が三神を生んだとする『書紀』の記述をそのまま受け取らず「例へ」と捉え、「実」を提示したものと推測される。

・仲尼は日月也：『論語』「子張」の一節を踏まえ

る。孔子(仲尼)の弟子である子貢が、孔子に悪口した叔孫武叔に対して、「仲尼^ハ不^レ可^レ毀^ス也。他人^ノ之賢者^ハ。丘陵也。猶可^レ踰^ス也。仲尼^ハ日月也。無^シ得^テ而踰^ルコト焉」と、孔子の特殊性を「日月」に例えて述べる。『論語集注』に「日月^ハ喻^フ其至^高」とあるように「日月」は「至高」であることの比喩。本書ではこれを援用し、『書紀』で、天照を日神、月夜見を月神とすることを、その「至高」さを用いた例えとする。

・蛭兒：『書紀』第五段正文で、伊弉諾・伊弉冉が月夜見の次に「生」んだ神。三才まで足が立たず流された。同段一書第二、第六にも登場。

・日月星辰の四神に比す：蛭兒を加えた天照以下四神の誕生と「日月星辰」を関連付ける言説には曲亭馬琴『玄同放言』(文政元年(一八一八)刊)卷之一ノ上「蛭兒進雄^{ひるこすすのを}」がある。馬琴は天照を日の神、月夜見を月の神、蛭兒を星の神、素戔鳴を辰の神とし、四神を「日月星辰の四象の神」とする。

・生とは選挙の曲言也：「選挙」は「多人数から選ぶ出して推薦すること」(『日本国語大辞典』小学館、二〇〇一)の意。『書紀』では伊弉諾・伊弉冉が多くの神々を「生」むとするが、本書ではこれを「曲言」、つまり、婉曲な表現(比喩的表現)と説明し、産出の意味に捉えない。

・なぎの尊は功遂げて隠れ住給ふ：『書紀』第六段

正文「是^レ後伊弉諾尊神功既^ニ畢^ス。靈運^{アツシレタマフ}當遷^{ココヲ}。是^レ以^テ構^{ツケリ}幽宮^{クレノミヤ}於淡路之洲^{アヲシノシマ}。寂然^{シツゼン}長隱者矣^ニ」を踏まえる。

・隠れとは禪譲を云：前掲『書紀』第六段正文「寂然長隱者矣」の「隠」について、「崩御」とする説もあるが(吉川惟足『神代卷惟足講説』成立年不明。以下『講説』、本書は譲位の意と捉える。多賀大社：滋賀県犬上郡にある多賀大社のこと。『先代旧事本紀』(延喜初年(九〇一)以前成。以下『旧事紀』)に「伊弉諾尊亦坐淡路之多賀」とあるのと同じ。

《挿絵》「白銅鏡」を持つ伊弉諾(中央)と、天照、月夜見、素戔鳴の三神(左)。右は国津神か。

【十二丁裏・十三丁表】



日神は磯馭^{おの}盧嶋^{ろうしま}へ上り給へど、処狭^{せは}ければとて、国
常立より六代治給ふ大和の宇多郡に都を遷し、高天

原と定め給ふ。これよりそこを天と云。素尊は封られし国には行かずして筑紫に留まり、貢賦稽劄を責めて山川の民を苦しましむれば、国神乱を起こし、民ことく恐る。素尊武勇に長へし、死罪速なるが故也。素尊また天に昇り給ふ路次に天羽明玉と云神迎て瑞八尺曲玉と云甲を献じければ、これを賛として天に昇り給ふ。山海の神民あはやと恐れわな、きぬ。天の白女見て日神に申す。必ず我か人民を害すならんと、御身に五百津御統と云玉甲を召し、御裳をまつへ、御袴召し十握の劔をはき、御弓執持て武備をなし給ふ。これを日神の御阿礼と云。此時素尊、日神を指して姉の尊と申せしは、日神いまた太子にて伊弉冉の御後役して摂政の如くありしゆへ、臣下の称にてちかく申給ふなるへし。これをもて後世女躰と申誤るならん。

〈注〉

・大和の宇多郡に都を遷し、高天原と定め給ふ：「高天原(天)」を「都」と捉える本書の解釈に拠る。本書のように、高天原を大和国とする注釈には、谷川士清『日本書紀通証』(宝暦十二年へ一七六二)刊。以下『通証』、山崎闇斎『神代卷風葉集』(成立年不明。以下『風葉集』)、河村彦根『書紀集解』(天明五年へ一七八五)序。以下『集解』等がある。なお、大和国宇多郡は、荒木田徳雄『太神宮諸雜事記』(平安末撰)によれば、天照が「始めて天降り坐す本所」(第一「垂仁天皇」)。この

「**弔**鳴が天に昇る時に現れた二神」。

女を君・臣と解釈するところに特色があり、ここ

でも、「姉」(女)という呼称を「臣下の称」と解する。
 ・これをもて後世女躰と申誤るならん：天照は女神とされることが多いが、本書では男神と捉える。
 〈挿絵〉 武装する天照(左)と、素戔鳴(右)。

【十三丁裏・十四丁表】



造化もと地より上る義にて、これより地神五代といふ。日神大位の後は則天津神也。天神四代の間は君

臣徳を同して、夫婦兄弟の如し。地神となりては臣威衰へ、君臣は上下父子の如し。さて素尊の給ふは、僕黒心なし。一度まみへて後、根の国へまからんと申さるれど、日神許し給はねは、しからば我盟に子を生むべし。男子ならは清心と知れとなり。男とは君徳あるの表なり。時に日神まつ素尊の十握の劔を乞とり、天の真名井にそゝぎ三ツに折て噛み碎き、吹く霧に三女神を生給ふ。これは実に日神の御子也。劔を折とは、武を挫きたる也。素尊又日神の御統の玉を乞とりて、五男の神を生み給ふ。其第一を正哉吾勝勝速日天忍骨の尊と申。これ地神第二の君なり。山城木幡明神是也。三女と四男の神名、本紀に詳也。此五神は、実に素尊の御子にて、伴い上り給ふ。玉と劔と互いに物を遣はし子を取り替へ給ふは今の世の人質に同しく、和睦の印なり。今結納をもて養子するの始め也。天真名井は井田の公田也。三女五男合は人筑紫にて、民戸を別給ふ教なり。神道八を愛するの始め。民戸より有徳を上げて公田の行潦の水酒をのみ、選り出し給ふ様を例へ云也。此神酒の例なるべし。此段を瑞珠盟約とも神璽の段とも云。

〈注〉

・地神五代：天照大神、正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、天津彦彦日瓊瓊杵尊、彦火火出見尊、彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊のこと。「地神五代」という称は『書紀』や『古事記』にはなく、中世期に生まれたもの。

の。

・僕黒心なし：『書紀』第六段正文、天に昇つてきた素戔鳴に対し天照が「詰問」時、素戔鳴が答えた言葉「吾元無黒心」を踏まえる。

・しからば我盟に子を生むべし。男子ならは清心と知れとなり：『書紀』第六段正文で、素戔鳴が「無黒心」の証として、天照に男子を生むことを誓う場面を踏まえる。素戔鳴は女子が生まれたら「有濁心」と思え、男子であれば「有清心」と思え、と天照に宣言する。

・男とは君徳あるの表なり：男Ⅱ君、女Ⅱ臣と捉える本書の説を踏まえ、男子、女子を「生む」という前掲の素戔鳴の台詞を解釈する。既述の通り、本書では「生む」を「選挙」と解釈しており、また、次々項にも述べるように、『書紀』のこの場面の記述をそのまま受け取っているわけでもないため、男子を生もうという素戔鳴の言葉も比喩表現（表）と捉えていると考えられる。

・時に日神まつ素尊の十握の劔を乞とり、天の真名井にそゝぎ三ツに折て噛み碎き、吹く霧に三女神を生給ふ：以下、第六段正文、一書第一、第二、第三、および第七段一書第三、天照と素戔鳴が、それぞれ三女神、五男神を生み、「誓約」する描写を踏まえる。

・劔を折とは、武を挫きたる也：『書紀』第六段正文では、天照が素戔鳴の「十握劔」を「打折劔」

三段^{ミヤダ}「これを囓んで」「天真名井^{アマノマナイ}」に霧状に「吹棄^{フヒツル}」^{ミハシラノヒメガミ}を「三女」を生むとされる。それを踏まえた上で、本書では、剣を「打折」という表現を、実際に「折」ることではなく、「武を挫」く意だと説く。

・素尊又日神の御統の玉を乞とりて、五男の神を生み給ふ：『書紀』第六段正文で、素戔鳴が天照の「八坂玉之五百箇御統」を囓んで、「天真名井」に霧状に「吹棄」、「五男^{イツハシラノヒメガミ}」を生んだという描写を踏まえる。

・正哉吾勝勝速日天忍骨の尊：『書紀』第六段一書第一で、素戔鳴が「五百箇御統」を「食」して生んだ五男神の一神。同段一書第二では素戔鳴の持つ「劔」から生み出される。第六段正文、一書第三、第七段一書第三では「正哉吾勝勝速日天忍穂耳尊」と表記される。

・山城木幡明神：栃木県矢板市にある木幡神社のこと。林羅山『本朝神社考』（寛永一五）正保二年（一六三八）一六四五（成）で『山城国風土記』を引いて「宇治郡木幡ノ社天忍穂根命ト名ク。一書吾勝ノ尊天ノ忍骨ノ尊ニ作ル」とするのと同じ。玉と劔と互いに物を遣はし子を取り替へ給ふは今世の人質に同しく：天照と素戔鳴がそれぞれ三女神、五男神を生んだという記述を、本書では天照と素戔鳴が互いに「物」（「十握劔」、「五百箇御統」）を送りあい、その上で両者の子どもを交換

する「人質」と解釈する。この解釈は、『古史通』「これは素戔鳴神（中略）みづからの御子を質として奉り天照大神よりも質子給はりて其危難をすくはれんために高天原へ還上り給ひし事をかくは言嗣ぎしなるべし」と同じ。さらに本書ではこれを「養子するの始め」とする。

・天真名井は井田の公田也：「天真名井」について、例えば『纂疏』、『惟足抄』は「水」とするが、本書では「公田」（国家に所有権がある田地）（『日本国語大辞典』）とする。

・三女五男合は人筑紫にて、民戸を別給ふ教なり：未詳。「合」を「集める」の意（『漢和大字典』）とすれば、八人を一戸として民家を形成したという意味となるか。

・神道八を愛する：神道において「八」という数字が特別に尊ばれていることは、早く卜部懷賢『積日本紀』（鎌倉時代中期成）に言及されている。例えば、『書紀』の「八重蒼柴籬」という表現について、『積日本紀』は「八重^{ハル}例ノ文神道之愛^{スル}数如^レ謂^カ八重雲^ト」と述べる（巻第八「述義四」）。民戸より有徳を上げて公田の行潦の水酒をのみ、選り出し給ふ様を例へ云也：未詳。天照、素戔鳴がそれぞれ劔と御統を囓み「天真名井」に吹き付けて三女五男を生んだという『書紀』の説話を、「民戸」から「有徳」の民を「選り出し」たことの比喩的表現（「例へ」）と解釈するか。

〔挿絵〕 子を交換する天照 (左) と素戔鳴 (右)。

【十四丁裏・十五丁表】



月夜見命は日神の命をうけて、筑紫の保食の神のもとに至り給ふに保食の神、国には飯、山には獸、海には魚、むき／＼に口より出して百机に盛りて嚮奉る。命は怒りて穢しとて十握の劔を抜き保食の神を切殺してそのまゝ天に奏す。日神大に怒りて汝甚悪神也とて、壹岐の国へ押込給ふ。壹岐の国月読の神社是也。天ノ熊人檢使として下り見るに保食の死し跡に、牛馬蚕稻麦大豆小豆其外種々の物多蓄へ有。熊人悉く取持ちて日神に奉る。日神これぞ人民の食すべきものなりとて、村長を定めて井田を製し、長田を公田とし、狭田を分田とす。また畑にも植ゆ。蚕養の道、此時より始とす。其秋満作して天下に悉く教へ広め給ふは日神の御功なり。田作筑紫にはあれとも大和には此時始まれり。其後肉食を停め給ふ。されと魚鳥は許す。獸の肉は米と食合すれは瘡を生して死す者多きゆへ也。よりて禁し給ふとぞ。保食神は倉稲魂とも、稚産靈とも申て、五穀を司給ふ神也。山城稻荷山明神是也。

〔注〕

・月夜見命は日神の命をうけて、筑紫の保食の神のもとに至り給ふ：以下、『書紀』第五段一書第十
一、月夜見が天照の命で「葦原中国」にいる
「保食神」を訪れる場面を踏まえる。保食神は『風
葉集』によれば「食物ヲ生スル神」。なお、この
挿話は、本来、天照と素戔鳴の「誓約」説話より
前に語られるものであるが、本書では順序を入れ

替えている。

・国には飯、山には獸、海には魚、むきく口より出して百机に盛りて嚮奉る：『書紀』第五段一書第十一「保食神。乃廻首嚮ハ国ニ。則自口出飯。又嚮海則鱸廣鱸狹。亦自口出。又嚮山則毛羸毛柔。亦自口出。夫品物悉備ニ貯之百机一。而饗之」を踏まえる。『纂疏』では、米を作る「百姓」の「居所」である国、「鱸介」の「居所」である海、獸の「居所」である「山」を向いてそれぞれの食べ物を口から出す「神奇」だと解説する。

・命は怒りて穢しとて十握の劔を抜きて保食の神を切殺して：『書紀』第五段一書第十一「是時。月夜見尊。忿然作色曰。穢矣鄙矣。寧可下以口吐之物。敢養我乎。迺拔劔擊殺」を踏まえる。

・日神大に怒りて汝甚惡神也とて、杵岐の国へ押込給ふ：『書紀』第五段一書第十一、月夜見が保食神を「擊殺」したと知った天照が、「怒甚」、「汝は惡神。不須相見」と、「乃與二月夜見尊一日一夜。隔離而往」との記述を踏まえる。

この描写について、例えば『纂疏』は月と日が夜昼に別れて運行することを指すとするが、本書では天照が月夜見を「押込」（蟄居）の刑に処したと解釈する。

・杵岐の国月読の神社：長崎県杵岐市にある月読神

社のこと。『延喜式』（延長五年（九二七）成）に「杵岐郡月読神社」とあるのと同じ。

・天ノ熊人：『書紀』第五段一書第十一で、天照大神に命じられ保食神のもとへ向かった神。

・保食の死し跡に、牛馬蚕稲麦大豆小豆其外種々の物多蓄有：『書紀』第五段一書第十一では、死んだ保食神の「頂」に「牛馬」が、「額上」に「粟」が、「眉上」に「蟹」が、「眼中」に「稗」が、「腹中」に「稻」が、「陰」に「麦」「大豆小豆」が生じたとする。つまり、保食神の遺骸から穀物や蚕などが生まれたとするのだが、本書では「蓄へ」とあることから、保食神が食物を備蓄していたと解しているとわかる。

・日神これぞ人民の食すべきものなりとて：『書紀』第五段一書第十一「天照大神。喜之曰是物者。則顕見蒼生。可ニ食而活之也」を踏まえる。

・村長を定めて井田を製し、長田を公田とし、狹田を分田とす：『書紀』第五段一書第十一「以稲ヲ為ニ水田種子。又因定二天邑君。即以ニ其稻種ヲ始殖ニ于天狹田及長田」を踏まえる。『通証』によれば、「天邑君」は「農人之長」。『纂疏』、『通証』では「狹田長田」とともに「天照大神之公田也」とするが、本書では「狹田」を「分田」とする。「分田」は「公民に分け与えられた田地」（『日本国語大辞典』）を指す「口分田」のことか。

・蚕養の道、此時より始とす…『書紀』第五段一書第十一「又口裏含レ蟹。便得レ抽レ絲。自レ此始有レ養蠶之道焉」を踏まえる。

・肉食を停め給ふ…未詳。例えば、太田錦城『梧窓漫筆』(文化一〇年(一八二三)跋)に、「今ハ江戸ナドニモ。冬月ニ獸店夥シ。夫カ故ニ惡瘡ヲ発シ。中風ニ類スル病ヲ発スルモノ少カラス」とあるように、江戸時代、肉食は身体に「毒」で、「害少カラス」と考えられていたらしい。

・倉稻魂とも、稚産霊とも…「倉稻魂命」は、『書紀』第五段一書第六で、伊弉諾・伊弉冉が「飢時」に生んだ「兒」。「稚産霊」は第五段一書第二で軻遇突智と埴山姫との間に生まれた神。この二神は『神道名目類聚抄』(元禄一五年(一七〇二)刊)「神祇」で保食神とともに「五穀神」として挙げられる。本書では同一神と見なす。

・山城稻荷山明神…京都府伏見区の伏見稻荷大社のこと。稻荷社が保食、稚産霊、倉稻魂の三神を祀ることは、神道講釈と関連深いと思われる玉田永教『竈神秘説』(文化四年(一八〇七)刊)にも説かれており、よく知られていたと考えられる。

〈挿絵〉月夜見(左)と饗応する保食神(右)。

【十五丁裏】



日神、田畑を制し給ふに方百間の地、畝数一万を一町とし、民一家の持田とす。これを九つ寄せて巡の方三百間つゝを一里と云。今の五丁一里也。巡八町を民八家の私田とす。これを八戸一井と云。其中の一町の内に公田千畝を籍するに、八家これを作りて上納す。其巡を八家の居屋敷として、野菜、麻を植へて家事を助く。方百間の物成は各私田として年貢なし。中ノ田千畝の作り賃に給ふ。其一町の田にて上地は九人、中地は七人、下地は五人を養ふなり。一年の物成を三分して其二つをは其年の食飯雑用とし、余る一つを飢饉水干の手当とすれば、三年耕して必ず一年の食余るなり。唐土禹王の制、またしかり。令の時に至りて天下悉税租となる。

〈注〉

・日神、田畑を制し給ふに：以下、天照（日神）が土地制度、税制を施行したことを述べる。この記述は『書紀』ではなく、『孟子』「滕文公章句上」、『礼記』「王制第五」、『漢書』「食貨上第四」等に掲載の中国古代王朝の土地制度井田法を踏まえる。その概要は次の通り。

農地は一里四方＝九百畝の広さを単位として、それを縦・横のおおの三分割、すなわち井の字型に九等分し、その中央の一区画を公田とし、あとの土地を八戸の農家が百畝ずつ占有する。

公田は共同で耕作し、その収穫を貢納する（桑田幸三「『孟子』井田制の経済思想について」『彦根論叢』一五四、一九七二・三）。

井田法は、儒家においてははもととも理想的な土地の均分政策と考えられていた（小島祐馬『古代中国研究』平凡社、一九八八）。日本においても、荻生徂徠『井地国字解』（成立年不明）、毛利貞斎『孟子井田辨』（元禄五年（一六九二）刊）、陰山元質『田禄図経』（元禄十三年（一七〇〇）序）等、複数の関連書が執筆され、伊藤東涯『制度通』（享保九年（一七二四）成）にも言及がある。前稿でも述べた通り、本書では儒教道徳や、中国古代の聖王を引き合いに出して神代を解釈しようとする姿勢が見られる。天照が井田法を実施したとするのも、そうした姿勢の一つと捉えうる。

・方百間の地、畝数一万を一町とし、民一家の持田とす：以下、井田法の説明。ここでは私田（一井を九つに分割したうちの一区画）について述べる。『田禄図経』によると、一井九百畝は、横三百間、縦三百間、そのうちの「一区」（民一家の持田にあたる）は「方百間」であり、本書の記述と一致する。ただし、『孟子』では一井を「九百畝」（畝）は面積の単位」とするのに対し、本書は一井の九分の一である「私田」を「一万畝」とする。

・これを九つ寄せて巡の方三百間つゝを一里と云：私田九つ分（一井）を三百間四方とする。なお、『孟子』では一井を一里四方と説明している。

・巡八町を民八家の私田とす。これを八戸一井と云：井田法では、一井を井の字に九分割した中央を除いた周囲の八面（巡八丁）を私田とする。『制度通』「田賦並びに井田・租庸調・両税の事」ではこれを「八家同井」と称す。

・其中の一町の内に公田千畝を藉するに、八家これを作りて上納す：井田法では一井を九分割したうち、中央の一区画（公田）を八人で協力して耕作し、その収穫分を治める（後掲『制度通』参照）。私田が一万畝であるのに対し、公田が千畝とされるのは、次項で述べるように、私田を除いた中央の区画一万畝の一部を八家に分配するため。

・其巡を八家の居屋敷として、野菜、麻を植へて家

事を助く：『孟子井田辨』に「公田ノ内ヲ私田ヲ耕作スル民ガ、一人宛ニ二畝ヅ、取テ是ヲ廬舎トス」とあるように、『孟子』では公田の土地の一部（本書では公田の周囲）を八人の耕作人で分配し、屋敷（廬舎）を構えさせ、また桑や麻を植えたり、家畜を飼ったりするスペースにあてるとする。

方百間の物成は各私田として年貢なし：『制度通』に「八人のもの通用して公田を耕し、秋成の時には、公田七十畝の入りを公儀へあげて年貢とし、私田七十畝ずつの入りをわが所得とす」とある。

其一町の田にて土地は九人、中地は七人、下地は五人を養ふなり：『孟子』「万章章句下」に「耕ス者之所レ獲ル。一夫百畝。百畝之糞、上農夫ハ食ニナフ人^一、上ノ次ハ食ニナフ八人^二、中ハ食ニナフ七人^三、中ノ次ハ食ニナフ六人^四、下ハ食ニナフ五人^五」を踏まえる。「上・中・下は土地の肥瘦をもつて言つたもの」（内野熊一郎『孟子』明治書院、一九六二）で、土地の良し悪しによつて収穫量が変化することを言う。

三年耕して必ず一年の食余るなり：『漢書』「食貨上第四」に「民三年耕則餘一年之蓄」を踏まえるか。唐土禹王の制、またしかり：『食貨上第四』序に、「是為政首禹、平洪水、定九州、制土田、各因所生遠近賦入貢槩」とあるように、禹王は土地制度を定め、税制を実施したと考えられていた。

・令の時に至りて天下悉税租となる：『大宝律令』（大宝元年（七一〇）制定）で、租庸調等が定められ、税制の仕組みが確立したことを指すか。〈挿絵〉民戸と田地を描く。ただし、本文に詳述された井田法は反映されていない。

【十六丁表】



素尊は天に止りて、外戚の威を振るひ、悪逆多し。日神の公田は天安田、天平田、天邑合田とて三処有。素尊の公田は天織田、天川依田、天朽戸田とて三処あり。日神は公田を狭めて私田を広く民に給ふ。素尊は貢賦を多くとらんとて、棹を入、杭打、縄張りして民田居地を狭め、年貢を多くし、民役繁々なり。民水旱を申上詫び煩うことのみ、下民に益有事一ツ

もなし。中臣祓に見へし如くなり。

〈注〉

- ・素尊は天に止りて、外戚の威を振るひ、惡逆多し
：『書紀』第七段正文「是後素戔鳴尊之為行也
甚無狀」を踏まえる。本書では民を困窮させる為
政者としてふさわしくない行状を「無狀」とする。
- ・日神の公田は：『書紀』第七段一書第三「日神之
田。有三處焉。號曰天安田。天平田。天邑併田。
皆良田」を踏まえる。
- ・素尊の公田は：『書紀』第七段一書第三「素戔鳴
尊之田。亦有二處。號曰天櫛田。天川依田。天
口銳田。此皆磽地」を踏まえる。
- ・日神は公田を狭めて私田を広く民に給ふ：天照が
井田法を施行したとする本書の説に拠る。
- ・素尊は貢賦を多くとらんとて：前述のように、本
書では、『書紀』で「安忍」(第五段正文)とされ
る素戔鳴を、為政者としてふさわしくない神とし
て描く。ここでは、「十五丁裏・十六丁表」で理
想的な土地・税制度を実施した天照に対し、重税、
重役を民に強いる素戔鳴の姿を描くことで、両神
を対照的に描く。
- ・棹を入、杭打、縄張りして：『書紀』一書第二で、
素戔鳴が天照の「御田」に「填渠」(「毀畔」、
また、秋の收穫期に「冒以ニス絡縄」)との記述
を踏まえる。豊かな天照の田地を奪おうとしたと
いう意味だが(『新日本紀』、『纂疏』等)、本書で

は素戔鳴の所領地に住む「民」の私田を「狭め」
るための行為とする。なお、素戔鳴の「無狀」な
行為を、民を苦しめるものとする解釈は『纂疏』
にも見られる。『纂疏』では、天照の田や縫殿に
嫌がらせをする素戔鳴の行為を「意欲使天下
之民各飢各寒也」とする。

中臣祓に見へし如くなり：『中臣祓』では、後述
のように、素戔鳴の犯した罪(「天津罪」)が取り
あげられる箇所がある。本書ではこの「罪」を、
民を苦しめる、為政者として不適格な行動とす
る。同様の解釈は吉川惟足『中臣祓講義』(元和
二年(一六一六)以降成)にもある。惟足は素戔
鳴を「民ノ辛勞」を「何トモ不思シテ」好き勝手
に振る舞う「悪神」とする。田尻祐一郎氏は「具
体的な為政者の在りかたとして(引用者注)「天
津罪」が」語られる」ことを吉川神道の「大きな
特色」と指摘する(「中臣祓」とスサノヲ」『日
本思想史―その普遍と特殊』ぺりかん社、一九九
七)。

〈挿絵〉田作にいそしむ民。

【十六丁裏・十七丁表】



日神新嘗の悠紀殿を作給ふに、素尊奉行として密かに尿撒きて汚したりとて作り替へさせ、もとの殿

をは己が方へ納め、又日神の服を織らしめんと機殿を建て、御妹稚日女神を始めとして、数多の女神たちに織物習はせ給ふ。素尊は其奉行となりて機の運上を申付、上の御為と称じて己が垢衣のみ取り収め給ふとなり。稚日女神は、津の国生田明神なり。依然麻楮のみなりしを此時初めて絹機出たり。中臣祓にいふ天の益人か天津罪これなり。宮室臺樹衣服其外淫行多し。日神いたくこれを戒む。素尊怒りて日神を天岩戸に押込奉り、自身は財宝充滿に其勢あたるへからず。世には日神怒りて自ら岩戸に入給ふといへとも実は悪逆におし悩まされ給ふめり。

〔注〕

・日神新嘗の悠紀殿を作給ふに、素尊奉行として密かに尿撒きて汚したり：『書紀』第七段正文「復見天照大神當新嘗時一則陰放尿於新宮」を踏まえる。以下、同段に沿って素戔鳴の乱行を述べる。なお本書では「新宮」を「悠紀殿」とするが、悠紀殿は大嘗会の際に使われる神殿で、新嘗祭では使われない。

・日神の服を織らしめんと機殿を建て、：『書紀』第七段正文「又見天照大神方織二神衣一居中斎服殿上。則剥二天斑駒一穿殿薨一而投納。」を踏まえる。ただし、『書紀』は素戔鳴が天照大神の「斎服殿」に「天斑駒」を投げ込んだとするが、本書では天照のために織られた服を横領したとする。

・稚日女神：『書紀』第七段一書第一に登場する女神。『旧事紀』に「天照大神之妹也」とある。
 ・津の国生田明神：兵庫県神戸市にある生田神社のこと。『纂疏』に「稚日女神尊トハ：今摂州生田明神是ナリ」とあるのと同じ。

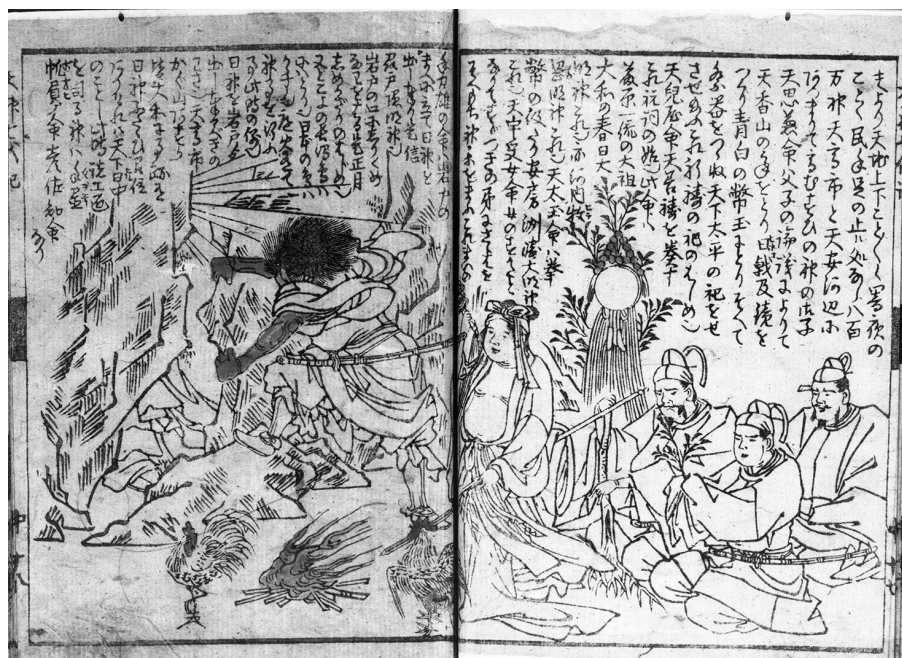
・依然麻楮のみなりしを此時初めて絹機出たり：三重県松阪市の神服織機殿で行われる神御衣祭を踏まえたものか。天照に衣を奉納する神事で、『延喜式』巻八「神祇八」によれば「和妙」（絹織物）と「荒妙」（麻衣）を奉納する。「斎服殿」で天照の「神衣」を織つたという『書紀』の記述を、『風葉集』が「蓋四月九月神御衣祭の濫觴なり」とするように、本書でもこのエピソードを神御衣祭の嚆矢と捉え、この時、絹衣が織られたと解釈したと推定する。

・中臣祓にいふ天の益人か天津罪これなり：『中臣祓』に「天益人」が犯した罪に「天津罪」、「国津罪」の二種があることが述べられる。このうち、「天津罪」が素戔嗚の「為行」とされる（山崎闇斎『中臣風水草』〈成立年不明〉等）。

・素尊怒りて日神を天岩戸に押込奉り：『書紀』第七段正文では、素戔嗚の乱行に天照が「發愠」、「磐戸」に「幽居」とするが、本書では素戔嗚によって天照が磐戸に追い込まれたとする。

〈挿絵〉悠紀殿を穢そうとする素戔嗚（右）。左は機殿と織物をする稚日女か。

【十七丁裏・十八丁表】



夫より天地上下ことく闇夜の如く、民手足止ル処なし。八百万神、天高市と天安河辺に集まりて、

高産靈の神の御子天思兼命父子の論議によりて天香山の金を取り、日戟及鏡を作り、青白の幣玉にとり添へて祭器を連ね、天下泰平の祀をせさせ給ふ。これ祈禱の祀の始め也。天兒屋命、天善禱を奏す。これ祝詞の始也。此命は藤原一統の大祖大和の春日大明神これ也。亦河内枚岡明神これ也。天太玉命は

拳幣の役たり。安房洲嶋大明神これ也。天宇受女命、女の姿となりて、鈴付きの矛に笹葉を添へ持ち、神楽を舞ふ。これ舞の。手力雄の命は磐戸の前に立て日神を出し奉る。是信州戸隠明神也。岩戸の口に端出之繩を張る。是正月注連飾の始也。又常世の長鳴尊は鶏也。日本の尊は鳥也。庭火有て神事を行ふ事、此時の例也。日神を岩戸より出し奉るべきの業也。天高市、香具山、飛鳥、皆大和に事跡有。日神再び即位ありければ、天下日中の如し。此時諸工匠を司る神は、手置帆負ノ命、彦佐知命なり。

〔注〕

・夫より天地上下ことく闇夜の如く：『書紀』第七段正文、天照が岩戸に籠もった時の描写「六合之内常闇 而不_レ知_二昼夜之相代_一」を踏まえる。同段一書第一にも同様の記述がある。本丁では『書紀』第七段と、『古語拾遺』(大同二年(八〇七)成)を踏まえて天岩戸神話について述べる。

・民手足止ル処なし：『古語拾遺』「六合常闇 晝夜不分。群神愁迷手足罔_レ措」を踏まえる。

・八百万神、天高市と天安河辺に集まりて：『書紀』第七段正文「于_レ時。八百万神。會_ニ合_ニ於天安河邊_一」、同段一書第一「會_ニ合_ニ於天高市_一」を踏まえる。

・高産靈の神の御子天思兼命：「天思兼命」は、『書紀』第七段正文、一書第一で、天照が磐戸に籠もった時に対処した神(「思兼神」)。「高皇産靈之息」とある。

・天香山の金を取り、日戟及鏡を作り：『書紀』第七段一書第一で思兼が「石凝姥」に命じて「採_二天香山之金_一。以_テ作_二日矛_一」とあるのを踏まえる。本書では、『古語拾遺』で「日像之鏡」を作ったともされることがを受けて矛と鏡の二つを作ったとする。

・青白の幣玉：『書紀』第七段正文で、「太玉命」が「五百箇坂樹」の「下枝」に「青和幣」「白和幣」を「懸」たことを踏まえる。

・天兒屋命：『書紀』第七段正文、一書第二、第三に登場する神。天照が磐戸に籠もった時、祈禱をした。

・此命は藤原一統の大祖：天兒屋について、『書紀』第七段正文、一書第二で「中臣連遠祖」とされることが踏まえる。

・大和の春日大明神これ也。亦河内枚岡明神これ也：春日大明神は奈良県奈良市にある春日大社、枚岡明神は大阪府東大阪市にある枚方神社のこと。

『集解』に「天兒屋命ハ…後河内ノ国枚岡ニ鎮ズ。又為春日社第三ノ主」とあるのと同じ。

・天太玉命…『書紀』第七段正文、一書第二、第三に登場する神。正文では天兒屋と「相與」に「祈禱」したとされるが、本書では、一書第二で天太玉が「幣」を「造」ったとされることから、天太玉を「挙幣の役」としたか。

・安房洲嶋大明神…『集解』は天太玉について『延喜式』「神名帳」を引いて「安房ノ国安房ノ郡安房ニ坐ス神社」に祀られているとする。洲嶋大明神については未詳。

・天宇受女命…『書紀』第七段正文で天照が籠もった磐戸の前で「巧作俳優」とされる神(「天鈿命」)。これ舞の…「これ舞の始め也」の誤刻(脱字)か。天鈿については『惟足抄』に「是神樂の始め也」とあるように神樂の祖とされる。

・手力雄の命は磐戸の前に立て日神を出し奉る…『書紀』第七段正文で天照が「以テ御手細開ニ磐戸ヲ、外を「窺」つた時、「手力雄神則奉ニ承天照大神之手ニ引而奉レ出」という記述を踏まえる。

・信州戸隠明神…長野県長野市にある戸隠神社のこと。『通証』で『春日社記』を引いて手力雄を「信濃ノ国戸隠明神是也」とするのと同じ。

・端出之繩…『書紀』第七段正文で天照が岩屋から手力雄によって引き出した時、「中臣神(天兒屋)」

と「忌部神(天太玉)」が「界以」た縄。『通証』で「熙近曰」として、「後世神事齋場ニ於界ニ注連縄以不浄間隔ハ之ニ軌フ也」とするように、注連縄の起源とされる。

・常世の長鳴尊…『書紀』第七段正文で、思兼によって集められ、「長鳴」した「常世之長鳴鳥」のこと。『纂疏』等諸注釈では「鶏之名」とされる。

・日本の尊…未詳。

・庭火有て神事を行ふ事、此時の例也…『書紀』第七段正文、磐戸の前で「火處焼」をしたという記述を踏まえる。『古語拾遺』では同場面を「擧ニ庭燎」と記す。また、『纂疏』は「火處焼者處處擧ニ庭燎」と解説している。「庭火」は「庭でたく火。特に宮中で、神樂を奏する時、照明のためにたかれる篝火」(『日本国語大辞典』)。

・天高市、香具山、飛鳥、皆大和に事跡有…『書紀』第七段一書第一で「八百萬神」が集うとされる「天高市」について、『纂疏』は「一三六、大和ノ國高市郡是也」と注す。香具山については、忌部正通『神代口訣』貞治五年(一三六六)成、以下『口訣』に「(大和国)十市郡」と注される他、『本朝神社考』「天香山」でも「大和国之香山」説を載せる。「飛鳥」も大和国高市郡の地名。ただし『書紀』の当該箇所「飛鳥」の地名は登場しない。

・日神再び即位ありければ、天下日中の如し…『書紀』第七段一書第三で、磐戸が開いた時、「日神

之光満^{ヒカリミナチ}ニ於六合^{クニノウチ}ニ」とするのを踏まえる。

・此時諸工匠を司る神は、手置帆負ノ命、彦佐知命なり…「手置帆負」「彦佐知」は、『古語拾遺』で、諸神が天照を磐戸から引き出そうとした時、「瑞殿」や「矛盾」を作った神。『通証』では「玉木翁曰」として「工匠之祖也」とする。『書紀』では第九段に登場する。

〈挿絵〉磐戸を開ける手力雄（左）。右画面の左は天宇受女。他は思兼、太玉、天兒屋と思われる。

【引用元一覧】＊『真素民農鏡』を除く

- ・『延喜式』…東北大学付属図書館狩野文庫本（国文研マイクロ DIG-THKK-61007）＊享和八年〈一七一三〉刊本
- ・『漢書』…国文学研究資料館鶴飼文庫本（96-15-1～24）＊刊年不明刊本
- ・『玄同放言』…早稲田大学図書館本（Y0500231）
- ・『古語拾遺』…宮内庁書陵部本（国文研マイクロ DIG-KSRM-295803）＊元禄九年（一六九六）刊本
- ・『古事記』…高知県立高知城歴史博物館山内文庫（国文研マイクロ 099-2035002）＊元禄七年〈一六九四〉刊本
- ・『古史通』…『新井白石全集』第三卷（国書刊行会、一九七七）
- ・『梧窓漫筆』…名古屋大学付属図書館（国文研マイクロ DIG-NAGO-00039）
- ・『和日本紀』…国文学研究資料館本（Y245-1～15）
- ・『書紀集解』…東京大学文学部宗教学研究室本（国文研マイクロ 357-0043-004）

- ・『神代口訣』…国文学研究資料館本（Y222-1）＊寛文四年〈一六六四〉刊本
- ・『神代卷惟足講説』…『神道大系』論説編10（神道大系編纂会、一九八二）
- ・『神代卷惟足抄』…東北大学附属図書館本（国文研マイクロ DIG-THKK-20369）
- ・『神代卷風葉集』…『山崎闇斎』上（日本図書センター、一九七九）
- ・『神道名目類聚抄』…国文学研究資料館本（Y5226-1～6）
- ・『制度通』…国文学研究資料館鶴飼文庫本（96-653-1～13）
- ・『先代旧事本紀』…国立国会図書館本（839-15）＊寛永十一年〈一六四四〉刊本
- ・『太神宮諸雜事記』…『神道大系』神宮編1（神道大系編纂会、一九七九）
- ・『田禄因経』…国立国会図書館本（特1384）
- ・『中臣祓講義』（竹内式部）…『中臣祓講義』（岩波書店、一九四四）
- ・『中臣祓講義』（吉川惟足）…『神道大系』論説編10（神道大系編纂会、一九八二）
- ・『中臣祓瑞穂抄』…東京大学文学部宗教学研究室本（国文研マイクロ 357-0015-004）
- ・『日本書紀』神代卷…愛媛大学鈴鹿文庫本（国文研マイクロ DIG-EMSK-00202）＊寛政元年（一七八九）刊本
- ・『日本書紀纂疏』…国文学研究資料館鶴飼文庫本（96-686-1）＊刊年不明刊本
- ・『日本書紀通証』…国文学研究資料館本（Y212-1）
- ・『保建大記』…国文学研究資料館本（Y296-1～2）

- ・『保建大記打聞』…国立国会図書館本 (839-27)
- ・『本朝神社考』…国立国会図書館本 (841-34)
- ・『孟子』(『四書集注』)…京都府立京都学歴彩館本 (国文研マイクロ DIG-KYFU-00247-000c) *天明三年(一七八三) 和刻本
- ・『孟子井田辨』…東北大学付属図書館狩野文庫本 (国文研マイクロ DIG-THKK-61652)
- ・『論語集注』(『四書集注』)…京都府立京都学歴彩館本 (前掲)

【付記】 画像の掲載をご許可いただいた東京都立中央図書館に感謝申し上げます。